

介護支援センターなごみ 重要事項説明書

1 サービスの目的

居宅介護支援サービスは、介護保険制度を利用される皆様に、要介護状態になった場合においても、住み慣れたご自宅で自立した日常生活がおくれますよう、皆様の心身の状態に応じて、生活の意向に沿った「居宅サービス計画書」の作成などを行うものです。

2 サービスの相談窓口

電話 052-829-0391（平日 午前9:00～午後5:00）

担当 ケアマネジャー 阿隅 貴臣 永井 智子 津田 恵理子

3 居宅介護支援事業所（介護支援センターなごみ）の概要

（1）介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	介護支援センターなごみ
所在地	名古屋市緑区鳴海町字光正寺37番
介護保険指定番号	2371404118
サービスを提供する地域	名古屋市 南区・緑区

※上記の地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

（2）当事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
主任介護支援専門員	1名	0名	1名
介護支援専門員	1名	1名	2名

（3）営業日および営業時間

月曜～金曜
午前9:00～午後5:00（12月29日～1月3日は休み）
土曜・日曜・祝日は休業

4 サービス提供までの流れ

- (1) 居宅介護計画作成依頼申し込みをしていただきます
- (2) 区役所に居宅介護計画作成(変更)依頼届出書を提出します
- (3) ケアプラン作成のための家庭訪問をします
- (4) ケアプランを作成し各サービス業者と調整します
- (5) ケアプランの同意・確認をしていただきます
- (6) サービスの提供が始まります
- (7) 毎月1回は様子を伺うためにご自宅を訪問します

5 利用料金

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 利用料 (1か月あたり) | |
| 居宅介護支援費(Ⅰ) | |
| 要介護1又は要介護2 | 1086単位 (11,761円) |
| 要介護3～要介護5 | 1411単位 (15,281円) |
| 初回加算 | 300単位 (3,249円) |
| 入院時情報連携加算(Ⅰ) | 250単位 (2,707円) |
| 入院時情報連携加算(Ⅱ) | 200単位 (2,166円) |
| 退院・退所加算 | 450～900単位 (4,873～9,747円) |
| 通院時情報連携加算 | 50単位 (541円) |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 200単位 (2,166円) |
| ターミナルケアマネジメント加算 | 400単位 (4,332円) |

※要介護認定を受けられた方については、原則として、介護保険から全額給付されるので、自己負担はありません。

※保険料滞納による給付制限措置を受けている方については、介護保険の介護報酬相当額の利用料をいただきます。

※ケアプランの作成依頼を受けたあと、事業所などを変更した場合も、キャンセル料はいただきません。

- (2) 交通費
- 通常の事業の実施地域(南区・緑区)を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、公共交通機関を使用した場合は実費、自動車で訪問する場合は、実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり50円をいただきます。

6 当施設の特徴

(1) 運営の方針

①要介護者等の心身の特徴を踏まえて、有している能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して事業を行います。

②利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保険利用サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

③利用者の意思および人格を尊重し特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

④関係市町村、在宅支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設などとの連携に努めます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ①相談は当事務所、またはご自宅にて行います。
- ②課題分析は「居宅サービス計画ガイドライン」を使用いたします。
- ③月に一回は、皆様のご様子を伺うためにご自宅を訪問します。

7 秘密の保持

居宅介護支援サービスを提供するにあたって知り得た皆様に関する情報は、原則として、第三者に伝達することはありません。ただし、介護サービスが適切かつ円滑に提供される為に、サービス事業者等に皆様の情報を提供することがあります。その場合においては、他機関との連絡調整やサービス担当者会議等、利用目的を限り、必要最小限の範囲内で使用致します。

8 サービス内容に関する苦情

居宅介護支援（ケアプラン作成等）に関するご相談・苦情および、ケアプランに基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情受付担当者 永 井 智 子
苦情解決責任者 阿 隅 貴 臣
TEL 052-829-0391[平日 9 時～17 時] FAX 052-893-6730

また、以下のところでも苦情を受け付けております。

愛知県国民健康保険団体連合会 TEL 052-971-4165[平日 9 時～17 時]
名古屋市健康福祉局介護指導課 TEL 052-959-3087[平日 9 時～17 時]

9 虐待の防止のための措置

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するため担当者を配置します。

1 0 その他

- (1) 居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業者に依頼することは、お控え下さるようお願いいたします。(ケアプランの作成をできるのは1事業所のみとなっております。ただし、居宅介護支援事業所は利用者様の意思により自由に変更できます。)
- (2) ケアプランに位置づけられていない介護サービスの提供を受けた場合は、介護保険対象外(全額自己負担)となりますのでご注意ください。
- (3) 利用者様は、ケアプランに介護サービス事業所を位置づけるにあたっては、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、ケアプランに位置づけられた介護サービス事業所について、その事業所を選定した理由をケアマネジャーに求めることができます。

1 1 当法人の概要

- | | | |
|-----|------|---|
| (1) | 名称 | 社会福祉法人ニコニコハウス |
| (2) | 代表者 | 阿 隅 貴 臣 |
| (3) | 所在地 | 名古屋市南区鶴里町三丁目40番地1 |
| (4) | 電話番号 | 052-825-0711 |
| (5) | 事業内容 | 【介護保険法】居宅介護支援
【介護保険法】通所介護
【障害者総合支援法】生活介護
【障害者総合支援法】共同生活援助
【障害者総合支援法】短期入所
【障害者総合支援法】居宅介護・行動援護
【障害者総合支援法】相談支援 |

以上の内容の説明をもってサービスの提供を受けることに同意いたします

令和 年 月 日

サービス利用者

住所

氏名

電話番号

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代行者

住所

氏名

電話番号